

あいち食の安全・安心推進アクションプランの改訂(案)に関する意見の募集結果

- 1 意見募集期間
平成24年2月29日(水)から平成24年3月13日(火)
- 2 意見提出数
2件(いずれも団体から)

	意見の概要	県の考え方
全体に係わる意見	アクションプランの見直しについて：実質的に有効な施策が進んだのかの評価はどのようか。	概ね計画どおり取組をすすめることができ、また、県内において重篤な健康被害を伴う事件・事故が発生しなかったことから、施策の目的は概ね達成することができたと考えています。しかし、食の安全・安心に関する環境の変化が非常に早いこと、及び、引き続き、指導や啓発を行う必要がある取組がほとんどであることから、さらに効果的に取り組めるよう努めます。
	アクションプランの「視点」の見直しについて：従来のアクションプランの「視点」にくらべより具体的な取組視点となっている。視点1についてはこの体制が十分に機能するようサポートが重要なポイントである。視点2については、計画の確実な実施、ならびに結果についてのすみやかな公開を望む。なお、視点3に登場する「安心」はリスクコミュニケーションのみではなく、食の安全施策が確実に行われ、そのことへ信頼があって得られるものである。そのことから、視点2は「食の安全のため効率的かつ効果的な・・・」と目的を明示したタイトルであることが望まれる。視点3については大切な視点である。特に消費者と生産者との「顔の見える関係」づくりについては、具体的な行動計画の策定と実施を要望する。	視点1については、アクションプランに掲げた取組により、食品関連事業者の管理体制が推進されるよう支援していきます。 視点2については、引き続き、アクションプランに基づく行動計画については、毎年度取組結果についてとりまとめ、公表していきます。 また、視点2の名称については、御意見を踏まえ「食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施」に改めます。 視点3については、平成23年5月に策定・公表いたしました「食と緑の基本計画2015」に基づき、食の安全安心を始めとする消費者のニーズに的確に応えられる『生産者と消費者の思いを伝える農林水産業』を推進するとともに、県民が農林水産業を身近に感じられるような『農のある暮らし』の実現に向け、取組を進めてまいります。
	各々のアクションに関連する写真には、何の写真であるかの説明(コメント)があるとよいと思う。	御意見を踏まえ、写真に説明を記載します。
	広く意見を募集することは大変有意義である。各専門分野からの有効な意見が集まり、愛知県の食の安全が高まることに期待する。	リスクコミュニケーションを推進するためにも、県民の皆様との意見交換等に努めていきます。
視点1	アクション1：環境保全型農業の担い手のエコファーマーの育成サポートを要望する。とりくみ事例などの交流をはかる場、確認の場を設けるなどの側面的な支援を望む。	県内の農林水産事務所農業改良普及課により、3年目に計画の進捗状況を抽出確認、5年ごとの再認定申請など育成サポートを行います。また、全国エコファーマーネットワークの主催する交流会、研究会などの情報を提供し、交流を図ります。
	アクション2：サルモネラ食中毒の防止のためのサルモネラ汚染防止対策の徹底を図って欲しい。	養鶏農家に対するサルモネラ汚染防止対策技術の普及指導を継続する中で、事業者責任を啓発し、農家による自主検査の定着を図ります。
	アクション3：放射性物質検査実施済みの製造原料に使用については徹底した指導、並びに現場での確認作業も重視して欲しい。	県内のきのこ生産者に対して、国が示した指標値を超えていないことを確認した製造原料を使用するよう、引き続き指導してまいります。
	アクション4：貝毒発生時の速やかな確認のため漁業者団体の貝毒自主検査が重要。自主検査がすすむような支援、援助を望む。	貝毒発生時の速やかな確認のため、県による貝毒原因プランクトンの監視及び貝毒の検査の他、漁業者団体も自主的な検査を実施するよう指導しております。

視点1	アクション5：農薬取締職員の立ち入り検査体制の拡充と徹底を望む。農薬管理指導員の養成については目標を持ちすすめて欲しい。	農薬取締については各農林水産事務所及び県庁農業経営課に38名を配置し検査態勢の徹底を図ります。また、農薬管理指導士は毎年度、100名の養成をめざします。
	アクション6：適正な使用の指導の徹底とともに使用履歴などの確認作業をすすめて欲しい。	と畜場での検査で残留が確認された農家には、動物医薬品等の適正利用について、調査及び指導を徹底させていただきます。また、巡回指導等を実施して、水産用医薬品の適正使用の指導を徹底するとともに、水産用医薬品の使用状況調査を実施します。
	アクション7：化学農薬に依存しない防除技術開発は人体や環境への影響という視点から重要な取組である。取組の推進を望む。	試験研究の推進方向を定めている「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2015」にも「化学農薬に依存しない防除技術の開発を進める」旨を明記しており、該当する研究課題の進捗状況を確認しながら計画的かつ着実に取り組んで参ります。
	アクション8：トレーサビリティシステムは消費者、生産者、事業者にとって食の安全性追求、食の安心確保という点で重要な制度である。すべて農畜産物についてもシステムの導入ができるような支援を強く要望する。	農産物については、JAグループあいちが生産履歴管理システムを導入しており、引き続き全ての品目について、トレーサビリティシステムが効果的に運用されるよう支援していきます。畜産物については、意欲ある生産者によるトレーサビリティシステム導入のモデル的な取組については県として支援してきましたが、システムを定着させるには流通・消費段階での支援も不可欠なため、一層の協力をお願いします。
	アクション9：特に中小規模の食品営業施設での自主的なリスク管理の向上にむけた支援が大切である。「食のリスク管理サポート事業」での自主管理サポート指導員育成を引き続きすすめて欲しい。	中小規模の食品営業施設のリスク管理を支援するため、引き続き、自主管理サポート指導員となるための研修会を開催していきます。
	アクション10：県及び政令市・中核市及び民間での食品検査の連携をはかり、検査機材や人員が有効に力を発揮できるようにするとともに、検査結果の有効活用をはかって欲しい。	近隣自治体の担当者と、定期的に会議を開催し対応についての協議や情報交換を行っています。また、県では、高度な検査機器が必要な検査等について中核市からの依頼を受け実施する等、検査機器の有効活用や連携を図っています。今後も引き続き、県及び政令市・中核市と協力し、効率的で効果的な監視検査に努めてまいります。
視点2	アクション11：学校給食の食材の安全性確保の取り組みの徹底を要望する。アクションにある項目の確実な実施を行って欲しい。食品納入時の検収マニュアルの活用を期待する。	給食に使用する食材について、計画的に検査を行うとともに、確実な検収を実施するための検収簿の標準化及びその周知徹底を図ることにより、安全で安心な給食を子どもたちに提供できるようにしていきたいと考えております。
	アクション12：生食用食肉取扱施設についての監視強化の具体化を進めて欲しい。食中毒など食品事故発生時にはいち早く被害拡大の防止策を講じて欲しい。	生食用食肉取扱施設に対して確実に監視指導が行えるよう、県条例を改正し、知事への届出を義務付けました。届出施設に対して規格基準の遵守を指導するとともに、無届での取扱施設がないか監視を行います。また、食中毒が疑われる事例が発生した際には、迅速に被害拡大防止の措置を講ずるとともに、再発防止に向けた指導を的確に行います。
	アクション13：健康食品による健康被害の発生をいかに防止するかが社会的な課題になっている。監視指導の強化を要望する。また、違反品の発見時には被害の防止の観点から対応の徹底を図って欲しい。	違反品を排除するため、積極的に監視指導を実施します。

視点 2	<p>アクション14：食品一斉取締りの徹底と回数増の検討を望む。放射性物質検査の確実な実施についても要望する。二国間交渉や多国間協定の動向から、日本の食の安全基準や輸入食品検査の実効性が後退しないか危惧される。県民に輸入食品の安全・安心を特にお願いする。</p>	<p>全国一斉に行われる夏期及び年末一斉取り締まりの他、本県独自に9月を「輸入食品対策月間」として集中的な検査等を行い、輸入食品を含め、食品の安全確保を図ります。 なお、放射性物質についても、平成23年度に整備した「ゲルマニウム半導体検出器」を用い計画的に検査を実施します。</p>
	<p>アクション15：検査員の技術向上と知識習得が重要である。研修機会並びに配置人員の拡充をすすめて欲しい。</p>	<p>予算の範囲内で研修機会等の拡充をしていくよう努めてまいります。 なお、現在の配置人員は適切と考えていますが、今後も状況の変化に応じ、適切な人員配置に努めてまいります。</p>
	<p>アクション16：食品表示ウォッチャー、消費生活モニターのとりのくみの継続強化を望む。できるだけ多くの県民が参加できる仕組みづくりをすすめて欲しい。</p>	<p>食品表示ウォッチャーについては、県所管である県域の店舗及び事業者への食品表示の監視を引き続き実施してまいります。 また、食品表示110番窓口を設置し、消費者の方からの情報提供を広く受け、対応してまいります。 消費生活モニターについては、引き続き、食品表示等の観察・通報を依頼するとともに、通報された案件については必要に応じて関係機関にも情報提供していきます。</p>
視点 3	<p>アクション17：地産地消のとりのくみ推進にあたり、生産者、消費者との交流を通しつながりづくりが大切である。関係団体との連携を活かしながら取組をすすめて欲しい。</p>	<p>県では、地産地消を推進するために「いいともあいち運動」に取り組んでいます。この「いいとも」という言葉には、生産者と消費者が「いい友」関係になるとの思いが込められており、JAを始めとする生産者団体や消費者団体が参画する協議会において、運動方針を定めています。今後とも関係団体と連携しつつ、地産地消の推進に取り組んでまいります。</p>
	<p>アクション18：例えば地域の方々と一緒に郷土料理づくりなどのような多彩な企画づくりも大切である。実践例を交流しながらすすめて欲しい。</p>	<p>地場産物や郷土料理を積極的に学校給食に活用していきます。また、地域の方を学校に招き、郷土料理の作り方を学ぶなど、地域交流を進め、学校食育の充実を図っていきたくと考えております。</p>
	<p>アクション19：食の安全に関する知識普及では保健所など身近な場所での啓発が大切である。出前講座なども含め、県民の意見も参考しながらの企画づくりをすすめて欲しい。</p>	<p>保健所等において、県民の皆様からの依頼に基づく講習会の講師派遣に対応します。 なお、この際には、講習内容等について、適宜、相談に応じ、効果的な内容になるように努めます。</p>
	<p>アクション17～19：ものづくり大国愛知も食物を作ることからも啓発・教育機会を現場で見て、聞いて知る推進も有効である。物を大切にする、もったいない意識も今から子どもの教育に今一つ踏み込むことも勉強以外に必要なではないか。そうすることで命を大切にするのも今の社会問題（虐待や自殺）の軽減につながるのではないかと思う。</p>	<p>生産者の方を招き、例えば野菜作りの思いを聞き一緒に給食を食べるなど、感謝の心を育む取り組みを行うなどにより、学校給食の残食は減っています。「もったいない」という日本古来の精神を大事に食育推進を進めていきたくと考えております。</p>
	<p>アクション20：意見交換を行う現地見学型リスクコミュニケーションの実施を計画的に行い、積極的に参加のよびかけを行って欲しい。</p>	<p>現地見学型リスクコミュニケーションやタウンミーティング等の事業の実施に当たっては、報道機関へ資料提供するほか、県ホームページに掲載するなど、県民の皆様への周知に努め、積極的に参加を呼びかけます。</p>